

栃木労働局と株式会社足利銀行が

「働き方改革に関する連携協定」を締結しました。

平成29年6月22日



栃木労働局（局長 白兼 俊貴）では、とちぎ公労使協同宣言実現会議に参加していただいている株式会社足利銀行（頭取 松下 正直）との間で、栃木県における働き方改革を推進することを目的とする連携協定を締結しました。

【協定の内容】

- ・ワーク・ライフ・バランスの推進等働き方改革に関すること。
- ・労働生産性の向上に関すること。
- ・栃木労働局の施策のPRに関すること。
- ・働き方推進応援融資制度に関すること。

※働き方改革応援融資制度とは、働き方改革に取り組む企業を金融面から支援するもので、平成29年7月3日より株式会社足利銀行において創設されます。

【とちぎ公労使協同宣言】

栃木県知事及び県内主要団体のトップに参集いただき、栃木県の働き方改革にオール栃木で取り組むために平成28年3月14日「とちぎ公労使協同宣言」（以下「協同宣言」）を採択いただきました。

協同宣言は、地方創生には「しごと」が必要であり、そして単なる「しごと」の場だけでなく長時間労働の抑制、過重労働による健康障害防止をはじめとするワーク・ライフ・バランス、非正規雇用労働者の正社員転換・処遇改善、職場における女性の活躍等の実現に取り組み、「働きやすさ」の向上を目指し、魅力ある職場づくりを行うことをうたっています。